

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
救助の事務を行うに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下、「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。		
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-7 被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。</li> <li>2 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。</li> <li>3 負傷者とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷者のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。</li> </ol>
住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。</li> <li>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 全壊、全焼又は流失とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の損害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。</li> <li>5 半壊又は半焼とは、住家の損壊が甚だしいが、修理すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。</li> <li>6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。</li> <li>7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。</li> <li>8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。</li> </ol>
非 住 宅 被 害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非住宅とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。</li> <li>2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする</li> <li>3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</li> <li>4 非住宅被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたものとする。</li> </ol>
田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流失とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい埋没とは、土砂等のたい積のため耕作が不能となったもの。</li> <li>2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地作物に被害を受けたもの。</li> </ol>
道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</li> </ol>

<p>その他の被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</li> <li>2 橋りょう被害とは、道路を連結するため河川等の上に架設した橋が、一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。</li> <li>4 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。</li> <li>5 清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。</li> <li>9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</li> <li>10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</li> <li>11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</li> <li>12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</li> <li>13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</li> </ol>
<p>被災者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者について当該施設は、宿泊する全ての者の集まりを1世帯として取り扱う。又、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。</li> <li>2 罹災者とは、罹災世帯の構成員とする。</li> </ol>

被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</p> <p>6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。</p> <p>9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品生産機械器具等とする。</p>
災害対策本部等	<p>1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置にあたり、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備考	<p>1 災害発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。</p>

(注) この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

### 3-8 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

#### 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

平成24年3月9日付け消防応第49号

消防庁国民保護・防災部防災課

応急対策室長通知

1 死者・・・「死者」とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

#### (1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連支社に掲げるものについては、死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき、災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には、災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

#### (2) 死者の計上場所について

(1) アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を被った場所（市町村）」以下、同じ）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ア) 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

(イ) 被災地が不明かつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く） → 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合 → 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「脂肪したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不相当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

#### (1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

- イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣言がされたもの
- エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの
- オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→ 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下、同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下、同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋の倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷者したもの

→ 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの

→ 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上

イ 3（1）イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→ 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

### 3-9 医療関係施設の現況

令和2年4月1日現在

#### 1 病院、診療所

地区名	名 称	所 在 地	電話番号	備考
中山地区	めぐみ台クリニック	吹塚 998-3	299-1200	
"	上野診療所	八幡 3-1-6	297-6633	
伊草地区	川島クリニック	伊草 96-1	297-8783	
"	榎本医院	上伊草 833-1	297-8505	
"	むらかみ眼科クリニック	伊草 74-1	297-7741	
三保谷地区	石田医院	表 406-1	298-7517	
出丸地区	キヨミ整形外科クリニック	出丸中郷 2782	299-2233	
八ツ保地区	平成の森・川島病院	畑中 478-1	297-2811	
"	清水こどもクリニック	上八ツ林 209	297-7725	

#### 2 歯科診療所

地区名	名 称	所 在 地	電話番号	備考
中山地区	八幡利根川歯科	八幡 5-1-5	297-5418	
"	アイ歯科クリニック	吹塚 1146-1 パール吹塚 1F	297-2267	
伊草地区	国島歯科医院	上伊草 612-6	297-5355	
"	森歯科クリニック	上伊草 732-1	297-0500	
"	きのした歯科クリニック	上伊草 1175-1	297-5169	
"	川島デンタルクリニック	伊草 96-1	297-9050	
八ツ保地区	そよ風歯科	牛ヶ谷戸 67-2	299-4618	
小見野地区	かなや歯科医院	谷中 258-5	297-6418	
"	川島ファミリー歯科医院	虫塚 203-4	297-6807	

### 3-10 ゴミ処理機材の保有状況

令和2年4月1日現在

種 別	台数	所 有 者
塵芥収集用自動車	5	委託業者
塵芥運搬車(ダンプ)	2	川島町環境センター所有
ホイロローダー	1	川島町環境センター所有

3-1-1 町内の埼玉県指定緊急輸送道路一覧

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線
該当道路	国道254号 首都圏中央連絡自動車道	主要地方道川越栗橋線 一般県道平沼中老袋線 （町道1-19号線との交差点～川越栗橋線との交差点） 町道1-19号線 （落合橋北詰交差点～平沼中老袋線との交差点）	主要地方道日高川島線 町道1-8号線 （日高川島線との交差点～川島町役場）

※町内道路に限る

3-1-2 公用車の保有状況

令和2年4月1日現在

管理課	乗 用			貨 物			バ ス	原 動 機 付 自 転 車	合 計
	軽自動車	小型自動車	普通自動車	軽自動車	小型自動車	普通自動車			
共用車	12	3	2	1	2			1	21
専用車									
政策推進課			2				1		3
総務課								1	1
税務課				1					1
町民生活課				1					1
環境センター	1				1	1			3
健康福祉課					1				1
保健センター	1								1
保育園	2								2
まち整備課				2					2
上下水道課	2			2	2				6
議会事務局			1						1
教育委員会		1			1				2
給食センター	1			1		2			4
合 計	19	4	5	8	7	3	1	2	49



3-1-3 埼玉県指定ドクターヘリ緊急離着陸場（ランデブーポイント）一覧

令和2年4月1日現在

場外名称	所在地	管理者
川島町コミュニティセンター	下八ツ林 923	川島町長
本田航空トレーニングスポット （レスキュースポット）	出丸下郷	本田航空(株)
本田航空ヘリポート	出丸下郷 53-1	本田航空(株)
埼玉県中央防災基地	上猪 111-1	県災害対策課
かわじま公園	かわじま二丁目 9	川島町長
旧小見野小学校	谷中 99	川島町長

※町内に限る

3-1-4 道路施設の状況

平成31年4月1日現在（道路現況調書より）

単位：km

道路種別	路線数	実延長	改良済	未改良	舗装済	改良率	舗装率
国 道	1	5.4	5.4	0	5.4	100%	100%
主要地方道	3	18.4	16.0	2.4	18.4	86.7%	100%
一般県道	3	10.6	10.1	0.5	10.6	95.1%	100%
町道1級	24	49.3	43.7	5.6	48.2	88.6%	97.8%
町道2級	31	36.9	30.2	6.6	35.4	82.0%	96.0%
その他	2,680	508.1	221.2	286.9	253.5	43.5%	49.9%
合計	2,735	594.3	295.1	299.2	337.1	49.7%	56.7%

3-1-5 文教施設の現況

令和2年5月1日現在

(1) 小学校

学校名	所在地	学級数	児童数	職員数	電話番号	FAX
中山小学校	中山 1333	13	261	23	297-0029	297-8411
伊草小学校	伊草 238-1	13	262	20	297-0049	297-8412
つばさ南小学校	白井沼 945	8	115	16	297-0077	297-8413
つばさ北小学校	畑中 31	8	142	16	297-0064	297-8415
合計		42	780	75		

(2) 中学校

学校名	所在地	学級数	生徒数	職員数	電話番号	FAX
川島中学校	白井沼 230	10	223	21	297-0112	297-0398
西中学校	中山 270-1	10	240	25	297-2427	297-2437
合計		20	463	46		

### (3) 幼稚園

学校名	所在地	学級数	園児数	職員数	電話番号	FAX
私立とねがわ幼稚園	中山1733-2	8	196	17	297-3000	297-3449

### (4) 特別支援学校

学校名	所在地	電話番号	FAX
県立川島ひばりが丘特別支援学校	伊草780	297-7753	299-2915

## 3-16 児童福祉施設の現況

令和2年4月1日現在

### (1) 保育園

施設名	所在地	園児数	職員数	電話番号	FAX
さくら保育園	上伊草2000-1	94	15	299-3906	291-0095
けやき保育園	下八ツ林866	114	13	297-2550	291-0276
あすか川島保育園	中山1347-1	6	15	236-3150	236-3142

### (2) 学童保育クラブ

施設名	所在地	児童数	職員数	電話番号	FAX
かっぱくらぶ	中山1333	84	14	297-8781	297-8781
どりいむくらぶ	伊草232-2	52	7	297-9599	297-9599
つばさ南学童クラブ	白井沼906-2	31	7	277-0015	277-0015
つばさ北学童クラブ	畑中348	35	10	297-3255	297-3255

### (3) 子育て支援総合センター

施設名	所在地	電話番号	FAX
子育て支援総合センターかわみんハウス	畑中348	297-1064	297-8417

## 3-17 社会福祉施設の現況

令和2年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	FAX
永楽園(特別養護老人ホーム)	表147-1	297-5207	297-6405
ひまわり(特別養護老人ホーム)	山ヶ谷戸519-1	299-0031	299-0222
老人福祉センター やすらぎの郷	曲師402-1	297-7111	297-7112
ワーク&ライク のびっこ	下八ツ林871-1	297-7405	297-7461
グループホームにじ	下八ツ林669-1	292-1221	298-4800
にこにこ(放課後等児童デイサービス)	下八ツ林571-1	297-8300	297-8301
ぬくぬく(放課後等児童デイサービス)	下八ツ林571-1	297-8300	297-8301
介護老人保健施設 平成の森	畑中478-1	297-8808	297-8627
ロイヤルケアホーム川島	伊草36-1	299-0880	
ロイヤルレジデンス川島式号館	伊草37-1	0120-654137	
みどりの郷あすか川島	中山1347-1	299-0880	